

社会福祉法人 瀧谷福社会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人瀧谷福社会（以下「当法人」という定款 8 条および第 2 1 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、当面の間は、役員報酬は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等には報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第 3 条

- (1) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時は、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 4 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 発)

第 5 条 この規定の開発は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 6 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	1,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1,000円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要
(定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要)

(2) 理事

	日額
理事会当会議への出席	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	500円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	500円

(4) 評議員選任・解任委員会

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	1,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1,000円

別表 2

(職員給与との併給)

①役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 1,000円
常務理事	
理事	